

神戸市障害者(児)日常生活用具費支給事業実施要綱の一部改正について

神戸市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 6 号に基づき、障害をお持ちの方や難病患者等の方に、日常生活用具の購入に要する費用の一部を支給しており、用具ごとに支給要件を定めています。令和 7 年 4 月より、以下の用具について要件の見直しを行います。

1. 頭部保護帽

知的または身体障害児・者のみを支給の対象としていますが、精神障害者保健福祉手帳 1 級で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者を支給の対象とします。

現行	変更後
【対象者の障害及び程度】 <ul style="list-style-type: none">・知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者または自傷行為を行う者・平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、頻繁に転倒する者	【対象者の障害及び程度】 <ul style="list-style-type: none">・知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者または自傷行為を行う者・平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、頻繁に転倒する者・<u>精神障害者保健福祉手帳 1 級で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者</u>

2. 情報・通信支援補助用具

パーソナルコンピュータの周辺機器を支給の対象としていますが、スマートフォンやタブレットの周辺機器も支給の対象とします。

現行	変更後
【支給可能商品の要件】 <ul style="list-style-type: none">・パーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフト及び受信機器	【支給可能商品の要件】 <ul style="list-style-type: none">・パーソナルコンピュータ、<u>スマートフォン及びタブレットの周辺機器</u>、アプリケーションソフト及び受信機器